

# 業務再点検結果報告

部署名	滝川統計・情報センター
部署の業務内容	農林水産業に関する調査の実施、統計の作成・提供、情報の収集・提供

## 1. 基本的視点に関する点検

	項目	対応	点検結果の概要
基本的な視点	総論	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民一般に対して特別な取組はしていないが、これまでも調査客体や統計利用者からの照会等に対しては丁寧・親切・迅速な対応を心掛けてきた。</li> <li>・水稲の作柄等に関し、関係機関との共通認識をはかるため、公表の都度説明した。</li> <li>・潜在的な苦情に対して、統計調査の利活用を含めた認知度が低いことも要因として考えられることから、調査客体へのアプローチの仕方について検討していく。</li> <li>・照会等に対しては速やかに対応し、農政批判等については上部機関へ報告し対応するようルール化されている。</li> <li>・センター内においても、どのような照会があつてどう対応したのか、センター職員全員が情報共有出来るようにする必要がある。</li> <li>・マニュアルの作成や、職員の研修も必要である。</li> </ul>
		×	
	苦情、要請等への対応	×	
		○	
		-	
		-	
基本的な視点(つづき)	政策の目的・効果に関する説明	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年は統計の重点取組事項について、JAや水田農業推進協議会を中心に説明に歩いた。</li> <li>・JAや農業共済組合とは定期的(年1回)な意見交換会を持っているが、特定の機関に過ぎない。</li> <li>・広報・公聴には労力がかかることから、現在センター段階では地区別協議会の開催や、センター便り、ホームページ等での情報提供が規制されているが、国民向けに分かりやすい、個別の制度・政策を説明したパンフレットの作成と配布が必要。</li> <li>・調査客体に対しても、調査結果が具体的にどう利用されるのか説明していく必要がある。</li> </ul>
		×	
		-	
		×	
		-	
		-	
		×	
基本的な視点(つづき)	業の振興と消費者の利益	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的に販売価格の面から、生産者と消費者の利害は一致しないと判断するが、統計としては公正・中立な立場から業務を進めている。</li> </ul>
		○	
		○	

※対応欄には、「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」、該当がない場合は「-」を付す。

2.食の安全業務についての点検

		項目	対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	①部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	・農林水産省内に食の安全に関わらない業務はないが、統計として直接的に関連する業務はない。
	業務の見直し	②BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	・食の安全についてはフードチェーンの性善説に基づいた法律が多いので、消費者の食の安全に対応するには、強制力のある法整備が必要。  ・統計として直接的に関わる業務はないが、トリインフルエンザ対策や食の安全に係る応援態勢について職員に徹底している。農林水産省の職員として国民の健康を守る立場に立った意識改革が必要。
		③見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		④部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか(産業振興サイドに偏っていないといえるか)。	○	
		⑤部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生時の未然防止の観点から行われていると言えるか(問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか)。	—	
食の安全業務についての点検(つづき)	業務の見直し(つづき)	⑥その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか(根拠のない判断をしていないか)。	—	・他部署の行う食の安全業務について、詳細がわからないため、判断できない。
		⑦フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		⑧その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか(根拠のない判断をしていないか)。	—	
		⑨他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
		⑩おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
		⑪第三者(マスコミ、消費者、他省庁等)から、点検対象とした食の安全業務と他の部署(省内、省外を問わず)が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—	
影響可能性の確認	⑫食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当ではないか。	—		

※対応欄には、「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」、該当がない場合は「—」を付す。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	過去においてJA等から集荷円滑化に対応し、不公平感の改善のため作柄表示地帯(空知)の分割が要請されていた。	/	センターからもJAの要請内容について上部に報告した。 結果として平成18年から空知管内は北空知・南空知の作柄表示地帯に分割された。
		/	
		/	